

2017 年 4 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 197)

1. 最近の法令改正動向 特定化学物質

オルト-トルイジン

厚生労働省は労働安全衛生法及び関係法令の改正を行い、オルト-トルイジンを特定化学物質第2類に追加しました。

当該物質を製造または取り扱う事業所において、化学物質の発散を抑制するための設備の設置や作業主任者の選任、特殊健康診断の実施、作業環境測定の実施等が義務付けられました。(平成28年11月基発1130第4号)

また当該物質については、抑制濃度を超えないように局所排気設備を稼働させること、抑制濃度及び管理濃度を1ppmとされました。(平成28年11月基発1130第12号)

改正は平成28年11月30日公布、平成29年1月1日より施行されています。なお、経過措置により作業環境測定については平成29年12月31日までは実施が猶予されます。

三酸化ニアンチモン

労働政策審議会安全衛生分科会の答申を受けて、厚生労働省は三酸化ニアンチモンを特定化学物質管理第2類に追加します。当該物質について製造または取り扱う事業所においては、化学物質の発散を抑制するための設備の設置や作業主任者の選任、特殊健康診断の実施、作業環境測定の実施等が義務付けられることとなります。

改正法令の施行は平成29年6月1日の見込みですが、作業環境測定については経過措置により1年間の実施猶予が付記されると思われまます。

管理濃度は検討中ですが、日本産業衛生学会の許容濃度は0.1mg/m³に設定されており、管理濃度も同程度に設定されると考えられます。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。